

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人宮城教育大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

宮城教育大学の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(宮城教育大学273人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

(1)国立大学法人上越教育大学・・・上越教育大学は、同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している(令和5年度:常勤職員数282人)。公表資料によれば、令和5年度の長の年間報酬額は16,357,000円であり、本俸額等を勘案すると、966,000円と推定される。地域手当や通勤手当等がかんがみると宮城教育大学長の報酬額(月額978,000円、年間17,688,000円)と同水準である。

##### ② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

本学が定める役員に支給する期末特別手当については、役員の業績を考慮し支給額を増減できることとしているが、具体の増減率については定めていない。

法人の長の報酬水準については、他の教員養成系単科大学の長の報酬と同水準であることから妥当である。

##### ③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末特別手当から構成されている。

期末特別手当については、国立大学法人宮城教育大学役員給与規程に則り、基礎額((本給+地域手当+広域異動手当)+(本給+地域手当+広域異動手当)×20/100)+本給×25/100)に、100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和6年度には、人事院勧告に準じた給与法改正に伴い、下記の項目を実施した。

○本給表の引上げ

・一般職本給表(一)との均衡を基本に1.0%の引き上げ改定

○期末特別手当の引き上げ

・年間3.40月分→3.45月分

また、令和6年3月15日規程改正により令和6年4月1日から常勤監事の給与を新たに設定した。

理事

法人の長と同様。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

法人の長と同様。なお、本給の引上げは実施しない。

監事(非常勤)

非常勤役員手当として、国立大学法人宮城教育大学役員給与規程に則り、月額100,000円を支給している。令和6年度における改定はなし。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,688	千円 11,656	千円 5,246	千円 698 (地域手当) 88 (通勤手当)	R6.4.1		※
A理事	千円 12,951	千円 8,518	千円 3,834	千円 511 (地域手当) 88 (通勤手当)	R6.4.1		
B理事	千円 12,332	千円 8,517	千円 2,552	千円 511 (地域手当) 752 (通勤手当)	R6.4.1		
C理事	千円 13,105	千円 7,664	千円 3,821	千円 1,532 (地域手当) 88 (通勤手当)	R6.4.1		◇
A監事	千円 3,390	千円 2,350	千円 410	千円 105 (地域手当) 525 (通勤手当)	R6.9.1		※
B監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 ( )				

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

法人の長

宮城教育大学は、教員養成に責任を負う大学として、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における優れた資質・能力を持った教員を養成することを目的として、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、教員養成分野における広域拠点型の大学として教育改革、組織改革、入試改革、国際化、地域連携等の具体的な取り組み等を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、宮城教育大学の学長は、職員数約300名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

宮城教育大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言える。こうした職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当と考える。

理事

本学の理事は、上述の学長を補佐し、法人の業務を掌理するという役割を踏まえて、本学として近年では最も大規模となる教育学部、教職大学院、教育研究組織、入試、教育課程、教員組織、地域等との関係構築、研究資金、事務体制、大学経営のあり方等において改革を担当、推進しており、法人化以前に適用されていた国家公務員指定職俸給表を準用して報酬を決定しているため、妥当と考える。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

本学の常勤監事は、大学経営、組織体としての健全性を確保するとともに、本学の使命である教員養成に関する教育研究等の充実、発展を支援することを目的として、教育研究や社会貢献の状況、業務運営や大学経営の状況、大学ガバナンス体制の状況など広範な業務についての監事監査を、学長、理事及び教職員等との意思疎通を図りながら主体的に行っている。

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬と比較した場合それ以下であり、また、同じ地域内の国立大学法人の常勤監事の報酬水準の水準以下となっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると報酬水準は妥当と考えられる。

監事(非常勤)

監事(非常勤)の報酬水準については、他の教育系単科大学の非常勤役員報酬水準と同水準であるため、妥当と考える。

#### 【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 7,291 (46,182)	年 月 6 0 (37) (9)	R6.3.31	1	
理事A	千円 5,333 (33,777)	年 月 6 0 (30) (10)	R6.3.31	1	
理事 (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			
監事	千円 該当者なし	年 月			
監事 (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			

注:法人の長及び理事Aは、当該役員の在職期間を当該法人の役員退職手当規程に適応させて算出した額を記載するとともに、括弧書きで、役員在職期間と教員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧書きの期間)をもって当該役員に実際支払われた額を併記する。

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	当該法人の長は、大学改革の舵取り役として様々な改革を推進してきた。その中でも特筆すべきは、教員養成大学としての機能を強化するために、カリキュラムマップ等の作成を通じて、体系的かつ系統的な構造をもった教育プログラムの編成と取組を通して、学生の修得度の向上及び教員就職率の向上に結び付けたことである。 当該法人の長の業績勘案率については、これらの業務に対する貢献度を勘案した上で、経営協議会の議を経て1.0と決定した。
理事A	当該理事は、総務担当として、教育学部ならびに大学院教育学研究科の組織改編を行い、かつ男女共同参画、グローバル化推進など、本学の運営等の改善に資するため、教員及び事務職員等の人事・給与制度の在り方について見直し改善を行った。また、優秀な人材を確保するため、年俸制等の新たな雇用形態を導入し、教育研究を活性化させることも行い、学長の進める改革が円滑に行われるよう尽力した。 当該理事の業績勘案率については、これらの業務に対する貢献度を勘案した上で、経営協議会の議を経て1.0と決定した。
理事 (非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考えます。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

本学が定める役員に支給する期末特別手当については、役員の業績を考慮し支給額を増減できるとしている。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

宮城教育大学職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のうち、企業規模別(宮城教育大学273人)平均支給額を参考にした。また、地域社会の給与水準に適合したものになるよう、人事院勧告等を参考としている。

- (1) 国立大学法人上越教育大学…上越教育大学は、本学と同様の教員養成単科大学であり、法人規模についてもほぼ同等(常勤職員数282人:令和5年度)となっている。
- (2) 国家公務員…令和5年において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額 は405,378円となっており、宮城教育大学全職員の平均給与月額は455,000円となっている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

業務遂行に関して優れた成績を修め、本学の運営に貢献した職員に対して、昇給、昇格及び勤勉手当支給時期における支給割合の増減を行っている。

#### ③ 給与制度の内容

国立大学法人宮城教育大学職員給与規程に則り、基本給(本給、本給の調整額)及び諸手当(管理職手当、職務附加手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、入試業務手当、教員免許状更新講習等業務手当、外部資金獲得報奨金手当、講師手当及び幼稚園教員特別手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(基本給+扶養手当+地域手当+広域異動手当+役職加算額+管理職員加算額)に100分の122.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(基本給+地域手当+役職加算額+管理職員加算額)に勤勉手当の支給実施要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

#### ④ 給与制度の令和6年度における主な改定内容

令和6年度では、人事院勧告に準じた給与法改正に伴い、下記の項目を実施した。

##### ○本給表の引上げ

###### ①一般職本給表(一)

・若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で本給月額を引上げ(平均3.0%引上げ)

・1級の初任給を23,800円引上げ

###### ②その他の本給表

・一般職本給表(一)との均衡を基本に改定

###### ③再雇用職員

・各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

##### ○勤勉手当及び期末手当の引上げ

###### ①一般職員

・年間4.50月分→4.60月分

###### ②再雇用職員

・年間2.35月分→2.40月分

##### ○初任給調整手当の引上げ

・支給月額の限度額を500円引上げ

また、令和6年3月15日規程改正により令和6年4月1日から教職調整額が廃止となった。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	199人	44.9歳	7,652千円	5,462千円	103千円	2,190千円
事務・技術	55人	41.7歳	6,198千円	4,487千円	149千円	1,711千円
教育職種 (大学教員)	65人	56歳	9,759千円	6,845千円	87千円	2,914千円
教育職種 (附属高校教員)	25人	38.2歳	7,180千円	5,164千円	97千円	2,016千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	54人	37.8歳	6,816千円	4,929千円	80千円	1,887千円

※医療職種については、該当者がいないため省略する

任期付職員	3人	63.2歳	3,723千円	3,723千円	112千円	0千円
教育職種 (大学教員)	3人	63.2歳	3,723千円	3,723千円	112千円	0千円

#### <任期付職員(年俸制)>

任期付職員	10人	38.4歳	7,002千円	7,002千円	62千円	0千円
事務・技術 ※年俸制						
教育職種 (大学教員) ※年俸制	10人	38.4歳	7,002千円	7,002千円	62千円	0千円

※「事務・技術」は該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、区分以外は記載せず、任期付職員(年俸制)全体の数値からも除外している。

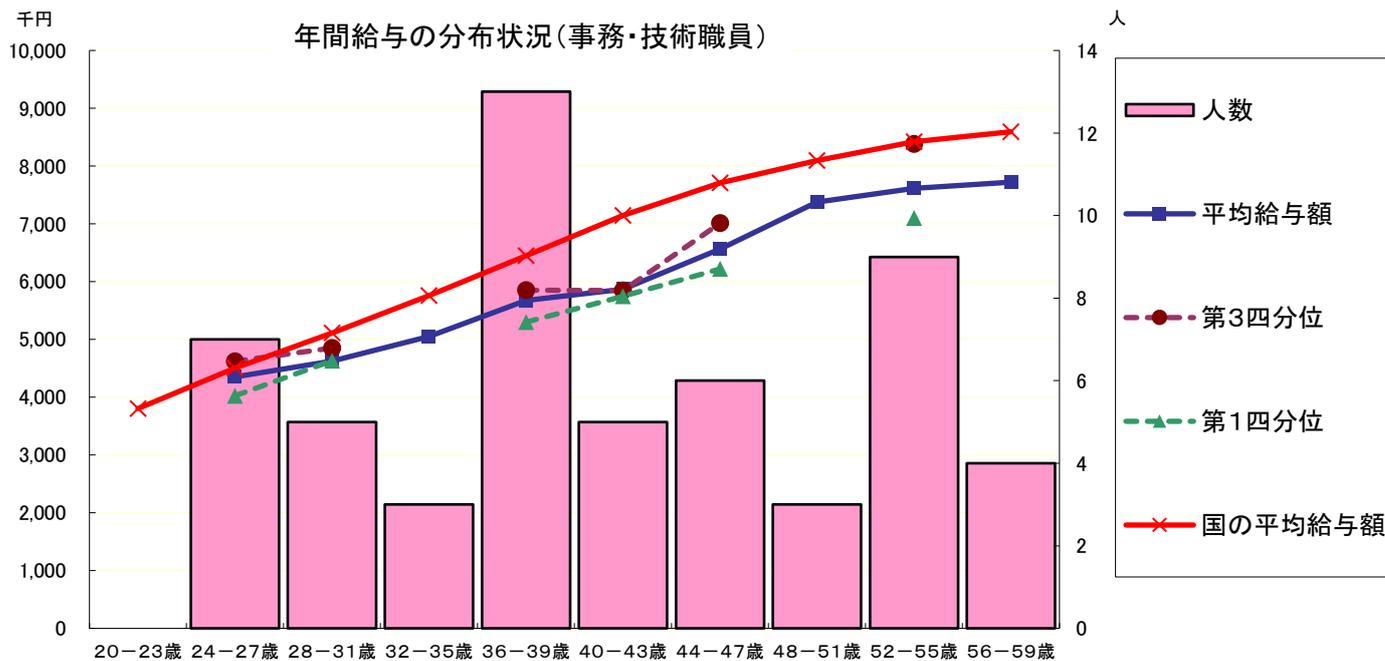
非常勤職員						
教育職種 (附属義務教育学校教員)						

※「教育職種(附属義務教育学校教員)」は該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、区分以外は記載せず、非常勤職員全体の数値からも除外している。

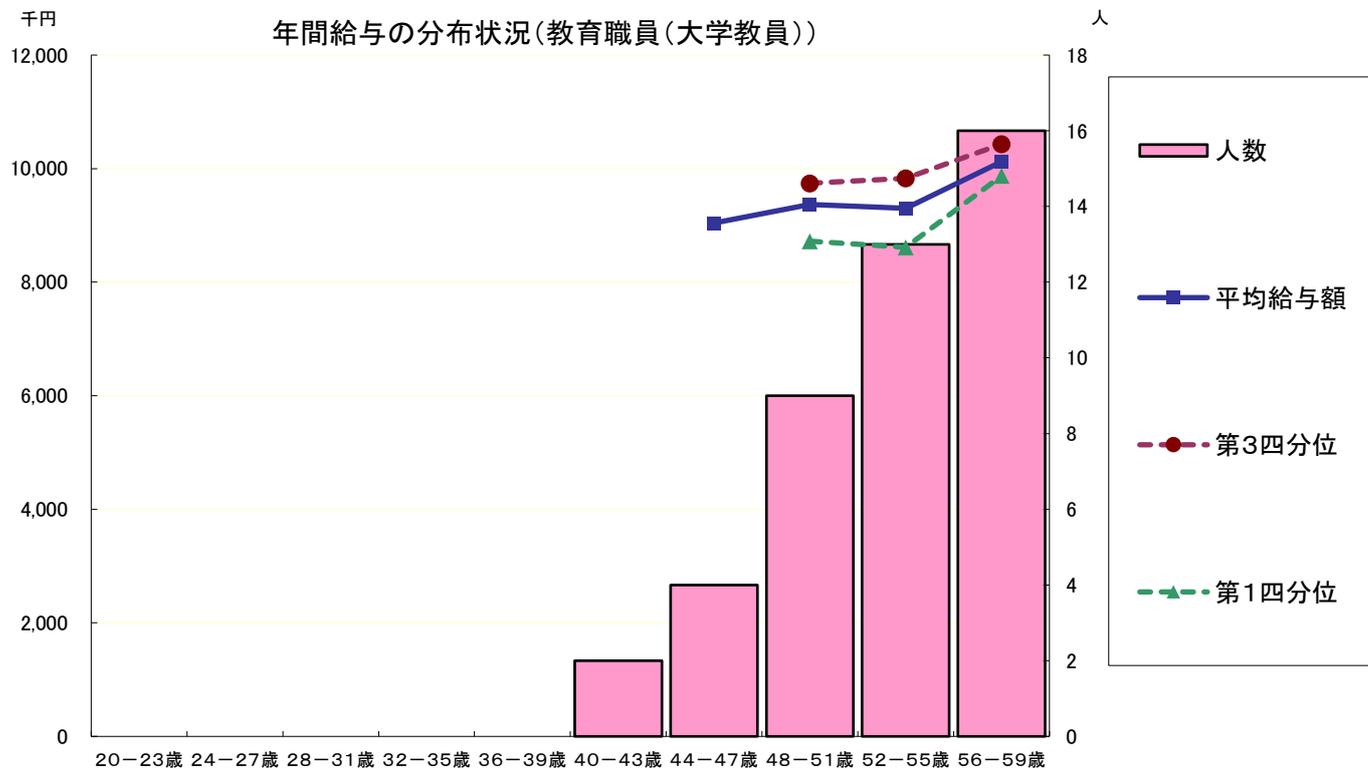
注: 常勤職員については任期付職員を除く。

注: 在外職員及び再雇用職員については、該当者がいないため省略する。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。  
 年齢32～35歳、年齢48～51歳並びに年齢56～59歳の該当者は4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。  
 年齢44～47歳の該当者は4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。また、年齢40～43歳の該当者は2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示しない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
課長	7	54.9	8,328	8,933～7,765
副課長	3	51.5	7,528	
係長	23	45.2	6,299	7,323～5,563
主任	7	39.4	5,519	5,858～5,255
係員	15	29.4	4,555	5,159～4,003

副課長の該当者は3名であるため、当該個人情報特定されるおそれのあることから、人員、平均年齢及び平均年間給与額のみ表示する。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
教授	53	57.2	9,942	11,845～8,080
准教授	12	50.8	8,481	9,114～7,939

④ 賞与(令和6年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.2	% 59.2	% 57.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.8	% 40.8	% 42.7
	最高～最低	% 45.9～43.0	% 43.6～39.7	% 44.2～41.3
	一律支給分(期末相当)	% 54.6	% 61.3	% 58.2
一般職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.4	% 38.7	% 41.8
	最高～最低	% 50.0～42.5	% 46.4～31.3	% 45.9～36.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 51.3	% 56.2	% 53.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 48.7	% 43.8	% 46.2
	最高～最低	% 49.9～47.2	% 43.9～43.7	% 46.8～45.4
	一律支給分(期末相当)	% 54.6	% 58.1	% 56.4
一般職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.4	% 41.9	% 43.6
	最高～最低	% 50.0～42.9	% 46.3～39.2	% 46.8～41.3

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### ○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 88.8</li> <li>・年齢・地域勘案 96.3</li> <li>・年齢・学歴勘案 88.1</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 95.9</li> <li>(参考) 対他法人 102.7</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えているが、対国家公務員の指数は、年齢、地域、学歴のいずれを勘案したものも国家公務員の水準未満となっており、令和6年度決算における累積欠損額もないことから、給与水準は適正であると考えます。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び他の国立大学法人の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考えます。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	上記検証結果を踏まえつつ、更なる検証を重ね、今後も給与水準の維持に努めるものとする。

#### ○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.0

(注) 上記比較指標は、法人化前の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和6年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

#### 4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

事務・技術職員

- 22歳(係員、大卒初任給)  
月額233,200円 年間給与3,486,573円
- 35歳(主任)  
月額304,538円 年間給与5,106,184円
- 50歳(副課長)  
月額400,574円 年間給与6,807,350円

教育職員(大学教員)

- 22歳(助教、大卒初任給)  
月額277,084円 年間給与4,142,681円
- 35歳(講師)  
月額383,296円 年間給与6,513,728円
- 50歳(教授)  
月額525,442円 年間給与9,048,634円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子一人につき10,000円)を支給。

#### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業務遂行に関して優れた成績を修め、本学の運営に貢献した職員に対して、昇給、昇格及び勤勉手当支給時期における支給割合の増減を行っている。

### III 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,057,772	千円 2,033,827	千円 2,070,954	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 139,385	千円 131,440	千円 14,135	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 209,259	千円 234,496	千円 231,726	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 346,711	千円 347,186	千円 352,227	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,753,127	千円 2,746,949	千円 2,669,042	千円	千円	千円

注: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

## 総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」は、対前年比「1.8%」である。  
これは、令和6年度の給与改定(本給表及び期末手当・勤勉手当の年間支給月数の引上げ等)を行ったことが要因と考えられる。

②「最広義人件費」は、対前年比「▲2.8%」である。  
これは、令和6年度の給与改定(本給表及び期末手当・勤勉手当の年間支給月数の引上げ等)を行ったことによる増加分に対して、令和4年度・令和5年度よりも退職者数が少なかったことより退職手当支給額が抑えられたため、最広義人件費は減少したと考えられる。

## IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

教育職種(大学教員)の定年年齢は65歳である。その他、教育職種(附属高校教員)ならびに教育職種(附属義務教育学校教員)、事務・技術(以下、「事務・技術職等職種」)については令和6年3月15日規程改正により令和6年4月1日から定年年齢を60歳から65歳に引き上げた(段階的に引き上げ、令和13年度に制度完成)。  
定年年齢の引き上げに伴い、事務・技術職等職種については、60歳に達した管理監督職の職員は非管理監督職に降任する制度を設けているほか、当該職員の基本給については61歳に達する年度から7割水準とすることとした。

## IV その他

特になし